

三川町空き家バンク制度実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本町における定住人口の増加を図るため、町内の空き家を有効活用する三川町空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 町内において個人が居住を目的として取得し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地、建物の跡地又は町長が特に認めるものをいう。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク 町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して、空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から提供された空き家に関する情報の紹介を行う仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この規程は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）、空き家バンク登録カード（様式第2号）及び空き家の登録に関する誓約書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第4号）により当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家について、空き家バンクへの登録が適当と認めるときは、当該所有者に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第5条 前条により登録された空き家について、登録事項に変更があったときは、前条第3項の規定により登録完了の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、空き家バンク登録事項変更届出書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(空き家バンクの登録の抹消)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳の当該空き家に関する登録を抹消し、空き家バンク登録抹消通知書（様式第6号）により当該登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当することにより登録の抹消を受けた者は、改めて第4条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録することができる。

(1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 当該空き家が登録された日から3年が経過したとき。

(3) 当該登録者から空き家バンク登録抹消届出書（様式第7号）が町長に提出されたとき。

(登録空き家情報の公開等)

第7条 第4条第2項の規定により登録した空き家に関する情報（以下「登録情報」という。）の一部は、町のホームページ及び広報等により公開する。

2 前項の規定により公開する登録情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃借又は売却の別
- (3) 所在地
- (4) 写真
- (5) 概要（築年、構造、間取り等）
- (6) 利用状況
- (7) 設備
- (8) 主要施設等までの距離
（利用希望の申込み等）

第8条 前条の規定に基づく利用希望者は、空き家バンク利用申込書（様式第8号）及び空き家の利用に関する誓約書（様式第9号）に必要な事項を記入し町長に申込みものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合で前条の要件を満たすものと認めたときは、空き家バンク登録台帳に登録し、当該希望物件の所有者等へその旨を通知するものとする。この場合において、当該所有者等の代理又は媒介を行う者があるときはその者に対しても通知するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第9条 町長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。ただし、所有者等の希望により当該空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借の契約について公益社団法人山形県宅地建物取引業協会鶴岡支部又は公益社団法人全日本不動産協会山形県本部庄内相談所への媒介を斡旋できるものとする。

（個人情報の保護）

第10条 第4条第2項及び第8条第2項に規定する空き家バンク登録台帳に記載された個人情報の取扱いについては、三川町個人情報保護条例（平成13年条例第1号）の定めるところによる。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。